

辺野古新基地建設事業における、
奄美大島からの土砂調達による特定外来生物の移動を許さないための要請

辺野古土砂搬出反対全国連絡協議会

共同代表 阿部悦子(環瀬戸内海会議)

大谷正穂(辺野古に土砂を送らせない山口の声)

事務局長 松本宣崇 岡山市北区下中野 318-114 電話・FAX 086-243-2927

役員

城村典文(自然と文化を守る奄美会議)

當島勝文(徳之島三町護憲平和フォーラム)

磨島昭広(鹿児島に米軍はいらない県民の会)

大坪満寿子(南大隅を愛する会)

歌野敬(五島列島自然と文化の会)

松本秀樹(辺野古土砂ストップ北九州)

湯浅一郎・末田一秀・松本宣崇(環瀬戸内海会議)

新田秀樹(広島と沖縄をむすぶドゥングワー)

溝渕裕子(辺野古に基地を作らせない香川の会)

富田恒子(小豆島環境と健康を考える会)

柴田天津雄(辺野古のケーソンをつくらせない三重県民の会)

毛利孝雄(辺野古土砂搬出反対！首都圏グループ)

安部真理子(海の生き物を守る会)

私ども「辺野古土砂搬出反対全国連絡協議会」(以下、「土砂全協」)は 2015 年、「どの故郷にも戦争に使う土砂は一粒もない」を合言葉に、西日本各地から辺野古新基地建設の埋立用土砂を調達する計画に反対するために、採取予定地の住民・市民団体によって発足した全国組織です。特に、外来生物の沖縄島への持込等に係る生物多様性の問題等を中心課題として活動を続けてきました。

鹿児島県は8月21日、政府が辺野古新基地建設に使用する埋立土砂確保のため、奄美大島で早ければ9月にも現地調査を実施すると発表しました。すでに防衛省職員が、8月19日～20日、鹿児島県と奄美大島の市町村を訪問し、調査計画を説明したそうです。奄美市にも防衛局職員が来て、市内の2ヶ所の採石場と土砂搬出港で特定外来生物の調査を行うと報道されました。

ご承知のように、沖縄県には特定外来生物の侵入を阻止するために、「公有水面埋立事業における埋立て用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例(以下、「土砂条例」)が制定されています。2016年当時、那覇空港滑走路増設埋立事業では、奄美大島からの石材(12.5 万㎡)が搬送され、この土砂条例が初めて適用されました(その際には、申請書では「特定外来生物は確認されていない」とされていました)が、条例に基づき沖縄県が立入調査をしたところ、3ヶ所の採石場と3ヶ所の搬出港の全てで特定外来生物(ハイイロゴケグモ、オオキンケイギク)が確認され、沖縄県は石材の洗浄等の防除対策を指示した経過があります)。

また、鹿児島県の「指定外来動植物による鹿児島島の生態系に係る被害の防止に関する条例」でも、「指定外来動植物により生態系に係る著しい被害が生じるおそれがある場合、―― 国、市町村及び県民等と連携し、当該指定外来動植物の防除その他必要な措置を講ずるものとする」(第13条)と定められています。市町村としての対応も求められているのです。

世界自然遺産としての奄美大島の生態系を守り、同時に、辺野古大浦湾の環境破壊を許さないために、下記のとおり要請します。

記

1. 辺野古新基地建設事業については、2014年以降、翁長前知事、玉城知事が反対を表明し、2019年の県民投票でも7割を超える県民が反対していることが明確となった。今も、連日、キャンプシュワブのゲート前や大浦湾の海上で、県民らが必死の抗議行動を続けている。

奄美大島から辺野古・埋立土砂を搬送することは、沖縄県民の抗議の声を無視して戦争のための軍事基地建設に協力するものであり、認められない。市長として、反対の意思を表明すること。

2. 防衛省による奄美市での調査箇所(採石場、搬出港)、調査日程が分れば速やかに公表すること。

また、防衛省の調査終了後、報告書等の提出を求め、市長としてその内容を検討し、公表すること。

3. 防衛省が奄美市の採石場の土砂を辺野古埋立に使用すると決める前に、採石場・搬出港周辺住民への説明の場を持つよう求めること。

4. 鹿児島県の「指定外来動植物による鹿児島島の生態系に係る被害の防止に関する条例」に基づく「外来種被害予防3原則」では、「既に野外にいる外来種を他地域に拡げない」と強調している。この立場から、沖縄県が土砂条令に基づき奄美市の採石場や搬出港に立入調査を実施する場合、奄美市も沖縄県の調査に協力・連携すること。

5. 今回、代執行で国が沖縄県に代わって承認した辺野古・設計変更申請書では、奄美大島からは、1,190万㎡もの土砂調達が可能とされている。これは、大型ダンプトラック約250万台もの膨大な量である。奄美大島では現在でも、奄美市住用町をはじめ、採石場周辺の粉じん・騒音や赤土流出・海の汚濁等の被害が広がっている。辺野古への埋立土砂搬送が始まれば、さらに深刻な事態となる。

奄美市として、これ以上の採石行為による環境破壊を許さないための対策を講じること。

以上